

事 務 連 絡
令和5年3月8日

港湾振興部長 様
港湾経営部長 様
川崎港管理センター所長 様

港 湾 局 長

本市行政運営方針の改正等に伴う港湾局の対応について（通知）

日頃から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応に当たっては、既に各職場で取り組んでいただいていることと存じます。

2月24日付け総務企画局長名で発出された4川総職第2050号「本市行政運営方針の改正等に伴うマスク着用の考え方等について」を踏まえ、港湾局における3月13日以降の新型コロナウイルス感染症への対応については、次のとおりとします。各職場についても適切にご対応いただきますよう、よろしくお願いします。

1 対応期間

令和5年3月13日（月）から令和5年5月7日（日）

※まん延防止等重点措置等が発令された場合については別途通知します。

2 川崎市業務継続計画の発動を視野に入れた業務執行体制の確保について

- ・必要に応じてすみやかに、業務の縮小・休止ができる体制を整えておく。
- ・応援職員を受け入れた場合に、速やかに業務引継ぎが行えるよう、業務の棚卸及びマニュアル等の整備・確認を改めて実施してください。
- ・業務遂行に支障を生じない可能な範囲で、テレワークや時差出勤の積極的利用や休暇の取得等を推進し、接触機会の低減を図り、職員自身及び職場での集団感染等の防止に努める。

3 外部者との面会の縮小について

これまで縮小でのご対応をお願いしておりましたが、3月13日以降は制限を設けないこととします。ただし、状況に応じてマスクを着用するなど、引き続き感染症対策に努めてください。

4 会議時間や人数の縮小について

これまで縮小でのご対応をお願いしておりましたが、3月13日以降は制限を設けないこととします。ただし、状況に応じてマスクを着用するなど、引き続き感染症対策に努めてください。

5 議会対応人数の縮小

委員会出席者、議員対応者の人数を必要最小限とします。

6 感染症対策の徹底について

（1）マスクの着用について

職場におけるマスクの着用は、職員個人の判断によるものとします。ただし、窓口で対応する場合などにおいては、来庁した市民・事業者等が不安や心配を感じることはないよう、状況に応じたマスクの着用を推奨します。

(2) うがい、手洗い等の徹底について

うがい、手洗い、手指のアルコール消毒を徹底するほか、咳エチケットなどの感染症対策を徹底してください。

(3) アルコール消毒について

コピー機、扉の手摺、ポットなど複数の職員が触れる箇所については、周辺にペーパータオルやアルコール消毒液を配置しておきますので、使用後に消毒するようお願いします。

なお、以下の消毒については、特に意識して行うようにしてください。

ア 受話器の消毒

受話器を使用した後は消毒するようにしてください。

イ 会議室等の消毒

会議室や打合せスペースを使用した後は必ず使用者が机や椅子を消毒してください。

(4) アルコール消毒液について

アルコール消毒液の在庫管理は庶務課で行っておりますので、センターで不足が生じた場合は庶務課庶務係へご連絡ください。ただし、消毒液の在庫の状況によっては提供できない場合もあることをご承知おきください。

(5) 3密の回避について

業務に従事される際は、「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」の3密の回避に努めてください。

また、昼食後に歯を磨く際などについても、密を避けるため時間帯をずらす、私語はしないなど飛沫感染の防止に努めるようにしてください。

(6) 風邪症状がある職員の出勤見合わせ

風邪症状（発熱、咳、のどの痛み、倦怠感、味・においがしない等）がある職員については、必ず出勤を見合わせ、自宅療養させてください。

また、職場への出勤について、医療機関等による検査（厚生労働省承認の抗原検査キットによる検査を含む）により陰性を確認し、かつ、風邪症状が消失した場合には出勤可能となります。

PCR等検査を受けていない場合は、風邪症状の発症日（0日目）から少なくとも8日間を経過し、かつ、症状消失日（0日目）から少なくとも3日間（72時間）を経過してからとってください。

なお、いずれの場合であっても、職場への出勤について医師の指示がある場合には、これに従ってください。

7 川崎港内視察の受入れについて

乗船者の検温、消毒など基本的な感染防止対策を講じた上で平常実施とし、「コロナ禍における川崎港内視察の受入れについて」の事務連絡（別紙1）については廃止といたします。

(庶務課担当)

内41111

本通知について、廃止とします。

(令和3年8月4日現在)

コロナ禍における川崎港内視察の受入れについて

状 況		港湾局主催イベント等	議会・市職員・関係者	市民
緊急事態宣言	市施設閉鎖時	実施しない	受入自粛	受入なし
	市施設解放時 (時間制限あり)	実施しない	業務上必要な場合以外受入自粛	感染防止対策を講じた上で受入れ (検温、消毒、定員の50%など)
まん延防止措置	市施設解放時 (時間制限あり)	実施しない	感染防止対策を講じた上で受入れ (検温、消毒、定員の50%など)	感染防止対策を講じた上で受入れ (検温、消毒、定員の50%など)
コロナ禍 (宣言・措置なし)	市施設解放時 (時間制限あり)	感染防止対策を講じた上で受入れ (検温、消毒、定員の50%など)		
	市施設解放時 (時間制限なし)			
平常時	市施設解放時 (時間制限なし)	平常実施	平常実施	平常実施

※今後、本市行政運営方針等が変更された場合には、上記受入れについての考え方についても変更となる場合があります。